

ひょうごブランド商品（黒大豆煮豆）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、黒大豆煮豆に適用する。

（定義）

第2 この基準において、黒大豆煮豆とは、黒大豆を水・調味料・糖液等で煮込んだものをいう。

（使用原材料）

第3 使用する黒大豆は、兵庫県内で生産されたものであること。

（日本農林規格の適用）

第4 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年農林水産省告示第1305号）第9（大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格）に適合していること。ただし、かん詰及びびん詰以外のものについては、検査可能なものについて同条の規格のいずれかに適合していること。

2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。

（保管施設）

第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。

（表示の方法）

第6 名称の表示は、「黒大豆煮豆」等、黒大豆を煮込んだものである旨を記載すること。

（任意付加価値表示）

第7 「この製品は、兵庫県産の黒大豆を使用しています。」等と記載することができる。

第8 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。